

逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者【第2期】募集に係る質問への回答

令和元年6月5日現在

※項目及び質問については、原則として質問者の記述をそのまま掲載しています。

質問 番号	対 象	頁	項 目 (募集要項または資料名・ページ・項目)	質 問	回 答
1	逗子文化プラザ 市民交流セン ター指定管理者 募集要項	3	逗子文化プラザ市民交流センター 指定管 理者募集要項 3 ページ 4 指定管理者が行う業務の範囲 ・ 条例第7条第1号及び第3号に掲げる事 業については業務の委託を禁止します。	この項目に関しましての詳細をご教 授ください。	<p>指定管理者が行う業務の範囲について は、逗子文化プラザ市民交流センター条例 第7条において、「施設の目的を達成する ために必要な業務（市民活動スペース、生 涯学習スペース、フェスティバルパーク、 屋内温水プールの活用）」、「交流セン ターの維持管理に関する業務」、「交流セ ンターの施設及び設備の使用の許可等に関 する業務」及び、「その他交流センターの 運営に関して市長が必要があると認める業 務」と定めています。</p> <p>業務の委託の禁止の範囲については、こ れらの中の「施設の目的を達成するため に必要な業務」及び「交流センターの施設 及び設備の使用の許可等に関する業務」と なりますが、ここで言う業務の委託とは、一 切の業務の管理責任を他の事業者へ負わせ ることを意味します。</p> <p>そのため、業務の一部を委託することは 可能です。</p>
2	逗子文化プラザ 市民交流セン ター指定管理料 積算内訳	-	指定管理料積算内訳	指定管理料積算内訳をご開示いた だきありがとうございます。 現在の収支実績を基に作成されてい ると認識していますが、 平成27年度～平成30年度の収支実績 をご開示いただくことは可能でしょ うか。	別紙資料1「逗子文化プラザ市民交流セン ター指定管理料 年度別収支一覧」をご確 認ください。

逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者【第2期】募集に係る質問への回答

令和元年6月5日現在

※項目及び質問については、原則として質問者の記述をそのまま掲載しています。

質問 番号	対 象	頁	項 目 (募集要項または資料名・ページ・項目)	質 問	回 答
3	逗子文化プラザ 市民交流セン ター指定管理者 募集要項 参考資 料 2. 市民交流セ ンター会議室等 施設別利用状況 表(2014～2018)	-	利用状況	プール利用人数について、使用区分 毎（大人・子供・市内・市外・学校 利用・教室など）にご開示いただく ことは可能でしょうか。	別紙資料2「屋内温水プール使用区分別利 用人数一覧（平成30年度）」をご確認くだ さい。